

京都市都市計画審議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市都市計画審議会運営要綱第8条の規定に基づき、京都市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、傍聴受付締切時刻までに、会場の受付前において審議会事務局職員の指示に従って整列して待機しなければならない。

2 事務局職員が前項の規定に従って待機している傍聴希望者を確認することにより、傍聴希望者が傍聴を申し込んだものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、多数の傍聴希望者が見込まれる場合は、別に傍聴受付締切時刻、傍聴の申込方法その他の手続を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員は、10名以上とし、会場の規模に応じてあらかじめ定める。

2 傍聴を希望する者の人数が定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定する。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
- (6) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会議場にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 写真の撮影、録画、録音等をしないこと。

- (5) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (6) 会長及び審議会事務局職員の指示に従うこと。

(報道関係者の特例)

第6条 会長は、報道関係者の傍聴について、別に記者席を設けることとする。

- 2 報道関係者は、第5条第4号の規定にかかわらず、会議の運営に支障のない範囲で写真の撮影をすることができる。ただし、録画及び録音については、会議の冒頭に限りすることができる。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、京都市都市計画審議会運営要綱第2条第1項ただし書の規定により、審議会が会議を非公開とした場合は、速やかに会議場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長及び審議会事務局職員は、傍聴者がこの規程の規定に違反するときは、これを止めるよう命じることができる。

- 2 会長は、傍聴者が前項の命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- 3 審議会事務局職員は、会長に前項の措置を講じるよう進言することができる。

附 則

この規程は、平成13年8月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月28日から施行する。

附 則（平成26年10月21日決定）

この規程は、決定の日から施行する。